

し。
 (二) 職業習得の難易 土工及び人足の賃銀は、大工及び左官の賃銀よりも低きは、前者の職業を習得すること後者よりも容易なればなり。
 (三) 雇傭の永續不永續 養蠶又は農事多忙の時に於ける被傭者の賃銀は、年期奉公の勞働者の賃銀より高きが如し。
 (四) 信任の淺深 金錢出納を司る者又は、金銀等の細工人の如き信用を必要とする者は、割合に高き賃金を受く。
 (五) 職業成功の見込の有無 成功の見込充分なる職業にありては、賃銀安く、成功の見込少き場合には、賃銀高し。

第五編 消費

第一章 消費の意義及び種類

消費の意義

消費とは、人が財貨の價值を滅却又は、減少する事を云ふ。詳言すれば、人が直接又は、間接に慾望を充す爲に、財貨の價值の一部又は、全部を滅失するを云ふ。人は物界の一分子だも創造し得ざるが如く、一分子だも滅失せしむることを得ず。吾人は、唯價值を滅却する事を得るのみ。例へば、吾人が身體を温むる爲に薪を燃す時は、薪は、その形を變じて、一は炭酸瓦斯となりて空中に飛散し、一は灰燼となりて爐底に残るべし。即ち、薪は、唯、其價值を失ひたるのみ。吾人が生産のため、原料を用ゐる場合も亦然り。例へば、綿を以て糸を製したる

消費の主體
消費の客體
消費の種類

場合に、綿は綿たるの價值を減却するが如し。
消費の主體は、人及び團體なり。野獸が田園を荒し、風雨火水等の天然力に依りて貨物を損害したるは消費にあらず。消費の客體は財貨なり。故に、價值を有せざる物件、即ち日光及び空氣等に對しては消費なし。

消費を、其主體に依りて區別する時は、左の如し。

(一) 公共的消費 國府縣郡市町村等、公共團體の消費を云ふ。

(二) 私人的消費 一箇人及び私法人の消費を云ふ。

また、消費の結果に依りて區別する時は、左の如し。

(一) 生産的消費 生産の結果を生ずる消費を云ふ。織物を製造するが爲に、原料たる糸を消費するが如き是なり。
(二) 不生産的消費 生産の結果を生ぜざる消費を云ふ。

例へば、數百金を投じて、金指輪等の奢侈品に消費するが如き、快樂の爲に酒を飲むが如き是なり。生産的消費の多大なるは、國家經濟上大に喜ぶべきも、不生産的消費の大きなるは憂ふべく悲むべき事なり。

第二章 家計及び勤儉貯蓄

家計

勤儉

古人曰く、一身一家を修むるものにして、初めて一國天下を治むべしと。一家を修むるの困難なること、推して知るべし。經濟上より一家を修むとは、入るを計りて出づるを制するにあり。入るを計るとは、人々黽勉、業に勵みて生産に従事し、收入を得ることに力めて、幸福を増加するを云ふ。時は金なりとは、西人の諺にある所、宜しくこれに心懸けて、勤勉力行一身一家を裕にし、延ては、國富を増進せざるべからず。出づ

るを制すとは、節儉以て収入の幾部分を残すにあり。節儉とは、奢侈の反對なり。奢侈とは、不經濟的の消費にして、冗費、濫費、身分不相應の慾望を充す事を云ふ。されば、其結果、収入は支出を償はず、負債山の如く嵩まりて、進退玆に谷まるに至る。かくの如きは、啻に其人の不幸なるのみならず、實に一國の經濟上社會上に惡結果を來すものなり。故に、節儉は、家計の第一義なり。節儉と吝嗇とは、之を混同すべからず。吝嗇とは、徒に財を貯蓄して、義理人情を顧みざるを云ふ。奢侈も惡むべきなれど、吝嗇も亦卑むべきものなり。人は奢侈に溺れず、吝嗇に陥らず、中庸なる節儉をまもりて、出づるを制し、勤勉力行、生産に従事せざるべからず。之を稱して勤儉といふ。貯蓄は、勤儉の結果なり。勤儉ならざれば、貯蓄の餘裕なし。夜越の錢を用ゐずとは、古へ封建時代勞働者等の口にせしと

貯蓄

ころにして、現今の如き、自由競争盛に行はれて、人々勤勉以て生計の道を立てざるべからざるに至りては、此の如きことを口にし、此の如きことを行ふとせば、其人は必ず遂に貧窮に陥るに至らん。故に、現時の經濟社會に於ては、貯蓄は最も必要の事なり。資本は、貯蓄の結果なることは、已に述べたり。而して、資本は、生産の要素なれば、人は勤儉以て貯蓄をなし、資本を蓄積し、生産を起し、一身一家を富し、一國の富強を計らざるべからず。

貯蓄には、人に貯蓄する意思なかるべからず。されど、意思のみにては不可なり。貯蓄の餘裕なかるべからず。貯蓄の意思あり、貯蓄の餘裕あるも、國に貯蓄銀行、又は郵便貯金の制度なくんば、貯蓄に似而非なる貯藏に終らんのみ。故に、貯蓄には、意思と、餘裕と、貯蓄の機關との三要素ありと知るべし。

第三章 保險

義保險の意

凡そ、吾人の此世にあるや、天災地變等の災害は、吾人の生命、身體、財産を襲ひて、一日も安心すること能はず。其結果、或は、父子世を異にし、夫妻永く訣れ、或は、巨萬の富も一朝にして赤貧となることあり。死別の如き、精神上の苦痛は、哲學、宗教に依りて慰めることを得れども、經濟上の災害は、之を以て救ふこと能はず、これ保險制度のある所以なり。

保險は、同種類の危険を恐るゝ所の多數の人類が集合して團體を作り、其一員が被りたる損害を、總員が分擔して填補する制度なり。而して、保險をなす人を保險者と云ひ、保險を受ける人を被保險者と云ふ。被保險者は保險者に、年々、又は月々に、保險料と稱する一定の金額を拂ひて、危険の生じた

るときに於いて、保險金と稱する一定の金額を受くるものとす。

保險事業の經營に左の二種の方法あり。

相互保險

第一 相互保險 相互會社に依る保險にして、各保險契約者は、其社員たることを必要とす。故に、會社の利益と損失とは、總て保險契約者に歸屬するものとす。

營利保險

第二 營利保險 この組織においては、保險會社は、被保險者を募集して保險契約を結び、被保險者は、會社の利益について、は配當を受けず、損失あるも之を償ふの義務なきものとす。

物的保險

保險の種類に二種あり。

第一 物的保險 物を以て保險の目的とするものなり。
(一) 火災保險 家屋、家具等の如き、動産、不動産を以て保

人的保險

險の目的となすものにして、火災の危険に對するものなり。
 (二) 運送保險 荷物の運送を保險の目的とするものなり。之に海上保險と陸上保險とあり。
 (三) 收穫保險 果穀の收穫、又は家畜の發育を保險の目的とするものなり。
 第二 人的保險 人の生命、又は健康を以て保險の目的となすものなり。
 (一) 生命保險 人の死亡したる時、又は一定の年齢に達したる時に保險金を支拂ふことを約するものなり。
 (二) 疾病保險 疾病に罹りたるが爲に生ずる損害を填補するを保險の目的とするものなり。

第六編 財政

第一章 財政の意義

財政の意義

財政と私經濟との差異

國家、又は公共團體は、人々の機械的の集合にあらず。國家は、個人の存在を離れて、別個の存在をなし、別個の目的を有す。此別個の存在をなし、目的を達せんが爲に、議會、裁判所、行政官衙等の種々の機關を要し、又、陸海軍等の兵備を必要とする事は、何人も知る所なり。是等種々の設備をなさんが爲に費用を要し、此費用を償はんが爲に收入を要する事は、個人の經濟と異なる所なし。之を稱して國家經濟、即ち、財政と云ふ。財政と私經濟との差異を述べれば左の如し。

第一 私經濟にありては、其目的、私人の利益を計るにあり。

公經濟にありては、其目的、公益を計るにあり。

第二 財政上の収入は、支出に依りて定まる。國家の目的は、公益を計るにあれば、其目的を達するが爲にする支出は、如何なる方法を以てするも、収入を得て之が支拂をなさざるべからず。これ、私經濟の、先づ入るを計りて出づるを制する主義と異なる所以なり。

第三 國の經濟に於ける収入は、人民の所得、又は、財産の一部分を割きて、公益のため犠牲に供するに依りて生ず。これに反して、私經濟に於ては、生産交換等の經濟的活動に依りて、収入を得ざるべからず。國家、又は、公共團體が、強制して收入を得る權利を財政權と云ふ。

第二章 豫算

豫算の意義

豫算とは、一會計年度内に於ける収入支出の見積なり。會計年度は、我國に於ては、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。此豫算を設くる理由は、國家の財政は、廣大複雑にして、豫め、或一定の期間の収入支出を定め、之に準據して出納を掌るにあらざれば、或は、収入は支出に超過し、或は、支出は収入に超過するに至り、其結果、國家の財政を以て、紛糾亂麻の如くならしむればなり。

國家の豫算は、歳入豫算と歳出豫算とを包括す。歳入とは、一會計年度内に於ける租稅及び、其他の收納を云ひ、歳出とは、一會計年度内に於ける國家の經費を云ふ。

歳入歳出共に、臨時、經常の區別あり。經常歳入とは、一定の時を違はず、規則正しく、國庫に流入する収入なり。租稅手数料等を云ふ。臨時歳入とは、臨時、若くは、一時の収入なり。國債募

集金、諸種の寄附金、官有財産の一時、若くは、年期付の賣却代價、森林の臨時伐木賣却代金等なり。
經常歲出とは、毎年規則正しく繼續して支出すべき經費を云ふ。例へば、皇室費、各省の行政費等の如し。臨時歲出とは、臨時に出づる費用を云ふ。例へば、戦争、天災、地變の爲に要する費用等の如し。

第三章 租 稅

租稅の意義

租稅とは、公益の爲、國又は、公共團體が、歲入の目的を以て徵收する、一般の收納物なり。されば、租稅は、人民を強制して納めしむるものなり。これ、國家が、賣買其他の經濟的行爲に依りて得る所の收入と異なる所以なり。
租稅は、國家の經費の大部分を支拂ふものなれば、國民たる

ものは、皆納稅の義務あるものとす。

法律上、租稅を納付すべき人を納稅者と云ふ。租稅を徵收するに當り、其多少を定むる標準は、法律の規定に依りて定む。而して、實際、租稅を納付すると否とを問はず、己の所得、又は、財産の一部を割きて國家又は公共團體の犠牲に供する者を擔稅者と云ひ、租稅の依りて以て支拂はるゝ財源を稅源と云ひ、租稅の物體に對する割合を稅率と云ふ。

負擔の關係より租稅を分類すれば、左の如し

- (一) 直接稅 納稅者に負擔せしめらるゝ租稅にして、我國に於ける地租、家屋稅、營業稅、所得稅の如きは、此類なり。
- (二) 間接稅 國又は、公共團體と擔稅者との中間に立てる第三者の手を経て、納付せらるゝ租稅を云ふ。即ち、納稅者と擔稅者と相異なるものにして、我國の關稅、酒稅、其他の

間接稅

直接稅

内國消費税は、此類なり。

又、租税徴収の主體に依りて區別すれば、左の如し。

地方税

(一) 地方税 府縣郡市町村等の公共團體が、其地方の經

費を支辨せんが爲に課する租税を云ふ。

國税

(二) 國税 中央政府が、其の經費を支辨せんが爲に課する租税を云ふ。

租税の三則

財政上の原則

租税は、國家の經費を支辨せんが爲に、人民より徴収するものなり。國家の經費は莫大にして、且、社會の進歩に従ひ、月々年々増加するものなれば、之に充つる租税も、税源の豊にして、且、屈伸力あるものにあらざれば不可なり。之を財政上の原則と云ふ。而して、租税は、國民一般に之を課し、且、其負擔力に應じて平等ならざるべからず。否らざれば、國家は、國民の一方に厚くして、一方に薄くなり、遂に、人民の不平を生じ、革

正理の原則

經濟上の原則

公債の意義

命の如き大爭亂を起すことあり。故に、この點は、爲政者の大に注意すべき所なり。之を正理の原則と云ふ。租税にして、國民の資産を侵害するが如きは不可なり。又、之を賦課徴収するに當り、成るべく租税の物體を明瞭確實ならしめ、且、人民を威壓することなきを要す。之を經濟上の原則と云ふ。

第四章 公債

公債とは、國又は、公共團體が、收入支出の適合を計る爲、其信用に基づき、臨時に起す債務を云ふ。而して、國家の發行する公債を國債と云ひ、公共團體中の府縣の發行する公債を府縣債と云ひ、郡の發行する公債を郡債と云ひ、市町村の發行する公債を市町村債と云ふ。

國家の經費は、經常歳入を以て支辨することは、財政上最も

望ましき事なれども、天災、地變、戰爭、其他、臨時に莫大の費用を要する時、租税等の經常歳入に依る能はざる事あり。何となれば、新に租税を起し、又は、税額を増加して、一時の急を凌ぐこと能はざるにあらざれども、かくの如きは、徒に、民力を枯渴し、經濟市場を紊亂し、不景氣の聲は、宇内に充滿するに至り、且、其事件たる、唯、一事の出來事なれば、永久の性質を有する租税に依るの必要なければなり。これ臨時歳入の第一たる公債募集の必要ある所以あり。

償還の方法に依りて公債を分類すれば左の如し。

一時支拂公債
有期定額支拂公債

- (一) 一時支拂公債 一定の年限を経たる後、一時に支拂をなす公債なり。五十萬圓、若くは、百萬圓位の少額の公債には、此種類の方法を用ゐること多し。
- (二) 有期定額支拂公債 例へば、五ヶ年据ゑ置き、六ヶ年

有期隨時支拂公債

永遠公債

目は幾何、七ヶ年目は幾何等、以下順次此計算法に依りて償還する規約ある公債にして、是等の事は、募集の時に定むるものなり。

- (三) 有期隨時支拂公債 例へば、五ヶ年据ゑ置き、六ヶ年目より向ふ何年間に元金を拂ひ盡す方法の公債にして、我國の金祿公債は、此類に屬す。

- (四) 永遠公債 例へば、五ヶ年据ゑ置き、六ヶ年目より以後隨時償還するものにして、其期限なきのみならず、又、其償還を請求すること能はざるものとす。

永遠公債は、財政上最も便利なるものなれば、國の公債組織は、大體、永遠公債を基とし、他の種類は、便宜のため、少額を存するに止むるを可なりとす。現時我國の公債組織は、有期隨時支拂公債を基礎とす。

公債償還の方法

經濟編

一九四

公債償還の方法に、買上償還と抽籤償還とあり。買上償還とは、公債の時價にて之を買上ぐる方法なり。此方法は、民間の必要に應じて資金を注入する場合に用ゐるものなり。抽籤償還とは、抽籤に依り額面額を以て公債を償還する方法なり。此方法は經濟社會に向ひ、資金の平等なる分散をなす時に用ゐるものなり。

中等法制經濟教科書終

明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治
三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年
十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月
廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日
印刷	印刷	印刷	印刷	印刷	印刷	印刷	印刷	印刷	印刷
發行	發行	發行	發行	發行	發行	發行	發行	發行	發行

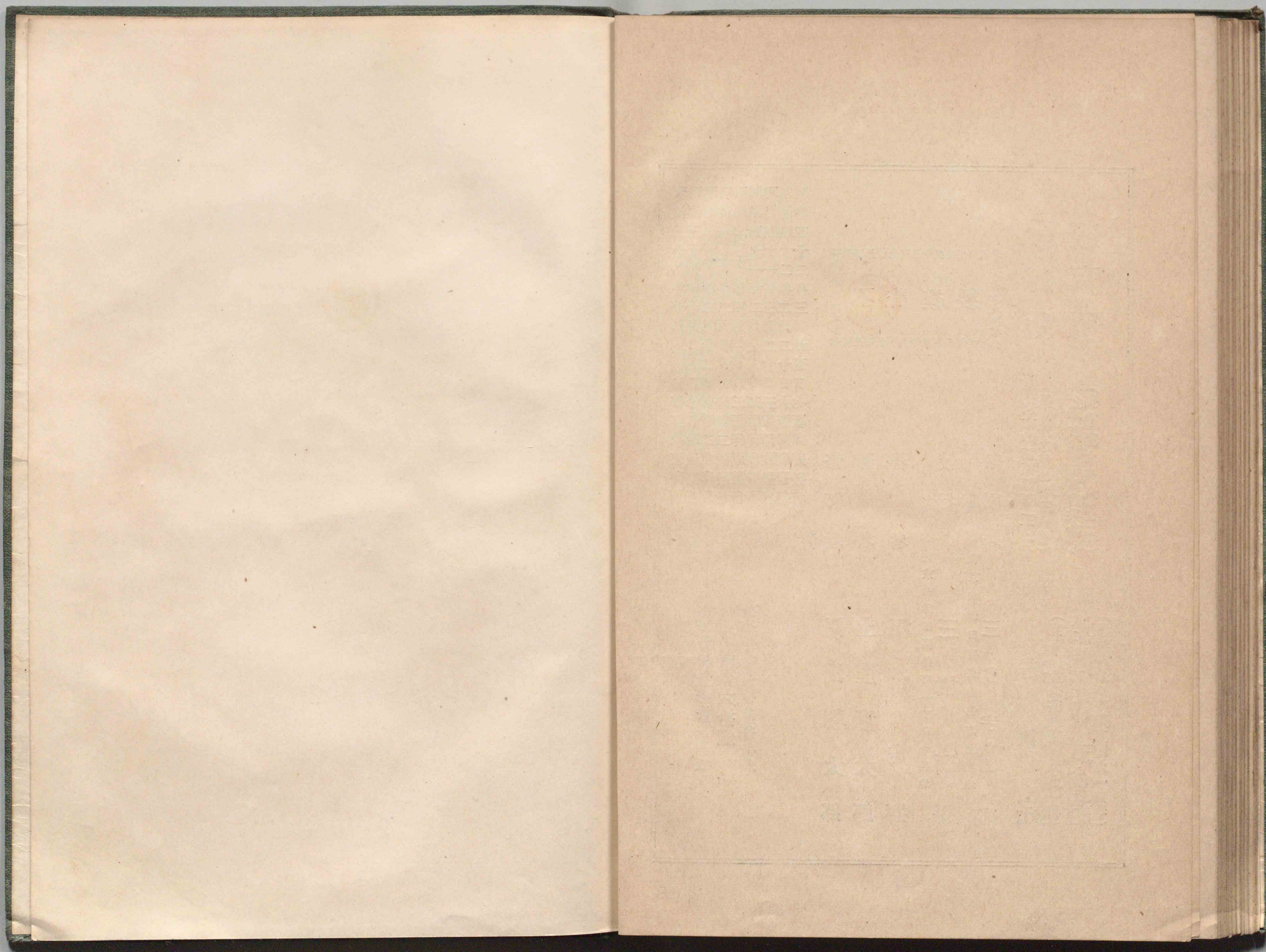
定價金六拾錢

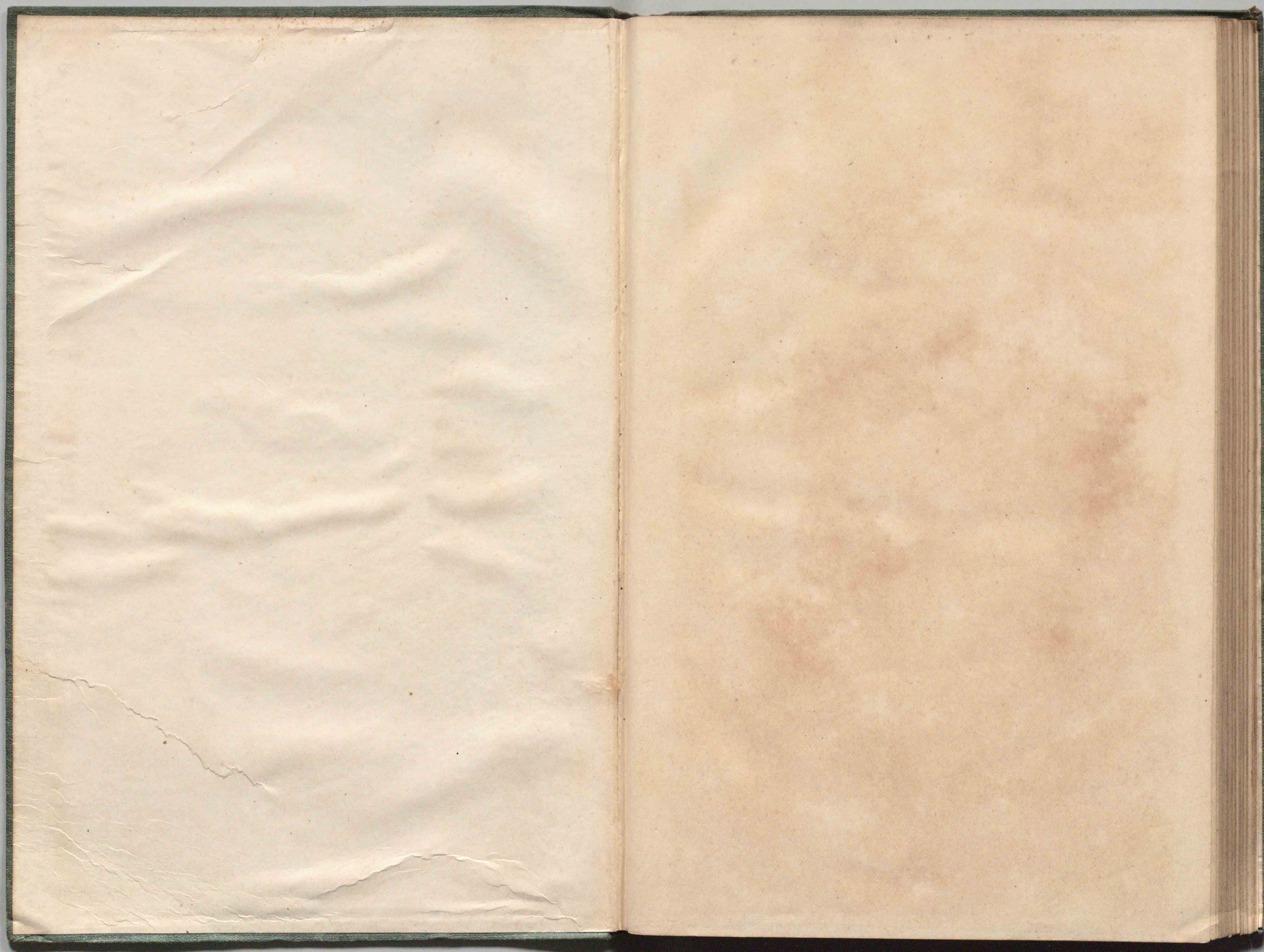
發行所 販賣所

東京市神田區錦町一丁目
(長電話本局二四三八番)
東京市神田區南乗物町
(長電話本局八九二番)

明治書院
(振替貯金口座東京四九二番)
明治圖書株式會社
(振替貯金口座東京四九二番)

修訂者	岡田朝太郎
著者	土屋彦太郎
著者	相川茂郷
發行者	三樹一平
印刷者	三島宇一郎







広島大学図書

2000089508

